

岩手県告示第 965 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
盛岡南サティ薬局	盛岡市本宮字稲荷 10 番 1 号	平成 18 年 10 月 4 日
斉藤ささき医院	盛岡市中野一丁目 27 番 10 号	平成 18 年 10 月 1 日